

●香川県告示第77号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成21年2月13日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 指 定 番 号 中土指道 第16号
- 2 指 定 年 月 日 平成21年1月29日
- 3 指定道路の位置 丸亀市飯山町下法軍寺字島田347-2
- 4 指定道路の幅員とその延長 幅員 5.00メートル  
延長 27.38メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県中讃土木事務所総務課において閲覧に供する。